

ナチス期ドイツの社会福祉 —1933年の動向—

大森 北文

1. はじめに

現在のドイツ基本法は、その第20条において、ドイツ連邦共和国を、「民主的かつ社会的な連邦国家」と規定している。ここで言う「社会的」が、どのような内容を示すかについては必ずしも定まっていないが、少なくともそれは自由放任主義国家とは異なり、社会的弱者の生存権確保のために国家が社会過程に積極的に介入する国家モデルを示している。

ドイツ「社会国家 (Sozialstaat)」は、1880年代に帝国宰相ビスマルクが一連の労働者保険法を制定したときから始まった。ドイツに限らず西欧諸国では、それ以前から貧民救済を中心に公的な福祉制度は存在した。だがそれは、貧民に対する懲罰的な要素を含んでいたり、あるいは家父長的な国家による「上からの」恩恵としての貧民救済であった。だがビスマルクによる労働者保険は、労働者が保険金拠出の対価として、すなわち権利として給付を受けるものであり、今日の「社会国家」の、直接の契機となるものであった。

ドイツ「社会国家」は、社会保険制度以外にも、労働権、教育権、生存権など、社会権的基本権の確保を目指す包括的な国家モデルである。それは、第二帝政 (1871～1918年) 以降、戦後の連邦共和国に至るまで、基本的には発展を続けた。個人の社会的基本権が詳細に規定されたヴァイマル憲法の時代だけでなく、ナチス期においてすら、例えば労災保険への加入促進、年金保険の自営業者への拡大適用、疾病保障の年金受給者へ拡大適用など、社会保障の量的拡大が見られた。ナチズムは確かに独裁体制であったが、ヒトラー政権の樹立自体は、議会内で第一党であったこと、すなわち国民の支持に依拠して成立した。またヒトラー自身も民族共同体国家の樹立を掲げていただけに、国民生活に無関心ではいられなかった。

もとよりナチス期の社会保障・社会福祉は、国民の権利意識を増進させ

たり、あるいはそれに依拠したのではなく、ナチズムのもとに国民を統合するための手段、そして最終的には戦争に国民を総動員するためのものであった。その点に、ヴァイマル期からの後退があり、ナチス期の特殊性がある。ドイツにおける「社会国家」形成史においてナチス期はどのような意味を持つのか。本稿は、この問題を検討するために、ナチス期ドイツの社会福祉の輪郭を、1933年の動向を中心に粗描するものである。

2. NSVの創設

そもそもナチ党にとって、社会福祉は重要な課題ではなかった。1920年に策定された「25か条綱領」でも、「老齢保障制度」が主張されただけであった（第15条）。そのため、ナチ党指導部は、少なくとも政権を掌握する1933年1月までは、社会福祉に冷淡・否定的であった。障害者や病人に対する福祉は、健康な人々からお金を奪うものであると見なし、自党の活動領域には含めてこなかった。ナチ党においては、公式には1933年まで、社会福祉事業を担う部局は存在しなかった。

1933年以降、ナチ党で社会福祉事業を担うことになるのは、NSV（国民社会主義民族福祉事業団 Nationalsozialistische Volkswohlfahrt）であった。ナチ党員フンベルト（E. Humbert）とクルーゲ（H. Kluge）によって同事業団が創設されたのは1931年9月のことである。それは当時のナチ党内に多数存在した小規模な自助組織のひとつに過ぎなかった。その設立目的は何よりも、逮捕された支持者や党員に食事支援をするための調理場を設置することであった。そして実際に、NSVを最初に支持したのは、逮捕される機会の多かったナチ突撃隊（SA）のメンバーたちであった。1932年11月にNSVは、ナチ党ベルリン地区の地域政策部のメンバー組織となったが、それは同党の正式な下部組織というものではなく、一部の党員による自発的な団体に過ぎなかった。実際に党指導部は、同事業団が「国民社会主義」という言葉を団体名に冠していることに批判的であり、法的対抗措置すら検討した。同年12月には、党中央指導部が、NSVとナチ党は無関係であると表明したほどである。

困窮する仲間への食事援助を任務に含むNSVに対して好意的だったのは、ナチス左派、すなわちシュトラッサー兄弟（Brüder Strasser）が率いるナチ党北部ドイツ指導部や突撃隊の一部であった。だが1932年末、シュ

トラッサー兄弟はミュンヘンの党指導部（ヒトラー）との対立に敗れ、失脚した。1932年末に至っても、NSVが党内で安定した地位を得ることが出来なかったのは、こうした事情にも困っていたのである。

3. 1933年の変化

1932年12月15日にナチ党全国指導部が発表したところによると、NSVに「国民社会主義」という言葉を使わせないための法的措置は、1933年初頭に取り下げられた。同年1月30日にヒトラーが首相の座に就いたことが、状況を変化させたのである。これは、議会選挙でさらなる躍進を遂げ、権力基盤を強固なものにせんとしたヒトラーによってナチ党全国宣伝指導者兼ベルリン地区指導者に指名されたゲッベルス（Joseph Goebbels）が、同時にNSVの支援者でもあったことと無関係ではない。

ナチ党が1933年3月選挙で大勝すると、その直後にNSV指導者に就いたエーリヒ・ヒルゲンフェルト（Erich Hilgenfeldt）は、「アドルフ・ヒトラー生誕記念義援金（Adolf-Hitler-Geburtstagsspende）」運動を開始し、そこに集められた物資やお金を「指導者の誕生日の贈り物」として、4月20日、援助を必要とするベルリン市民に配った。そして5月3日には、ヒトラーによる以下の声明が出されたのである。

NSVを全国レベルの党内組織として認める。NSVは、民族福祉と生活保護に関するすべての問題を管轄し、本部をベルリンに置く。

1933年7月5日に開かれた党指導部会議で、NSV指導者ヒルゲンフェルトは、民間社会福祉施設を自由に解散させたり、あるいはプロテスタント系の福祉団体である「内国伝道団（Innere Mission）」やカトリック系のカリタス連盟（Caritas Verband）の指導を引き受ける権限が与えられた。そして同月15日、NSVは民間社会福祉の最高指導団体として内務省によって公認され、同月27日に全国の民間福祉団体は「民間福祉事業連盟（Liga der freien Wohlfahrtspflege）」に包括されたのである。

ナチ党と国家によって公認されるや否や、NSVには新しい任務を与えられた。まず、青少年の放置・反抗を防ぐために彼らを保護すること、次に民族の未来を安定させるために母親を保護すること、そして3つ目が「冬

期援助（Winterhilfe）」であった。「冬期援助」とは、ベッドや衣服、買い物券、そして医療費などを援助する活動である。さらに、「ドイツ民族の健康増進」もNSVの活動内容に加えられた。そしてこれらの任務を遂行するために、NSVは1933年夏の終わりに全国規模の組織に拡大され、会員数も飛躍的に伸ばしたのである。

4. 宗派的福祉団体の動向

(1) プロテスタント

ドイツにおけるプロテスタント系の福祉団体は、1848年に創設された「内国伝道団」であった。ドイツのプロテスタンティズムが元来国家主義的な傾向を持っていたこともあり、プロテスタント教会やその指導者たちは、ナチズムとの親和性が高かったと言える。彼らは1918年の十一月革命における帝政崩壊を政治的破局と見なしたし、ヴァイマル民主制の一翼をカトリック中央党が担ったことも、ドイツ・プロテスタンティズムの政治意識に影響を及ぼした言えよう。1920年代末に議会制民主主義が事実上機能不全に陥ると、プロテスタント教会は、民主主義ではなく強力な指導者による権威主義的政治を要求した。1933年1月にヒトラーが首相に就き、ナチ党が政権に参加すると、プロテスタント教会はそれまで標榜してきた政治的中立を放棄するほどであった。

ドイツ・プロテスタント内でナチズムへの接近を主導したのは、1932年にナチ党の支援を受けて設立された「ドイツ・キリスト者（Deutsche Christen）」であった。同組織は、キリスト教からユダヤの要素を一掃することを主張しており、イデオロギー的にもナチズムと同調する存在であった。同組織がナチ党の支援を受けて、ドイツ・プロテスタント内で主導権を獲得したこともあり、「内国伝道団」の福祉事業はNSVの従属下に置かれた。そうすることで1933年以降の「内国伝道団」の福祉活動は、それ以前と変わらぬ規模で継続された。管理する施設数やベッド数もほとんど変化しなかった。

(2) カトリック

ドイツ・カトリックの社会福祉活動は、1897年に設立されたカリタス連盟によって担われた。「カリタス」という語は古代ギリシャ語のアガペー(ἀγάπη)に由来するもので、一般的な愛や情愛(エロース)とは異なり、神の愛から発する慈愛・博愛を意味する。16世紀ドイツの宗教改革者ルターはそれをリーベ(Liebe)と訳したが、リーベは情愛の意を含んでいることもあり、ドイツでは、貧民への施しや慈善を特にカリタスと呼んでいる(英語ではcharity)。

ナチ党は、「25か条綱領」の第24条で以下のように明記している。

我々は、それが国家の存続を危うくせず、またはドイツ民族の公序良俗および道徳に反しない限りにおいて、国家における全ての宗教的信条の自由を要求する。党自体は、特定の信条に縛られることなく、積極的なキリスト教の立場を支持する。積極的キリスト教は我々の内外のユダヤ的・唯物論的精神と戦い、根本的に内面からのみ達成される我が民族の永遠の救済を確信させる。公益は私益に優先する。

すなわち、民族共同体国家の確立を求めるナチ党にとって、宗教的差異は重要ではなかった。カトリックからしても、第一次世界大戦前の時期、社会主義・共産主義に激しく敵対したという点で、ナチズムに共鳴する部分があった。また、オーストリアのカトリック政党であるキリスト教社会党が、戦間期にファシズム体制(オーストロ・ファシズム)を敷いたように、ファシズムとの親和性もあった。だが、カトリックが本質的に持つ国際性は、ヒトラーの民族主義と矛盾するものであり、したがって、ヒトラーがカトリックを許容するのは、それが「積極的なキリスト教」である限りにおいてであった。

1929年にイタリアのムッソリーニが教皇和約(コンコルダート)を結んだのに倣って、ヒトラーも1933年7月に、ローマ教皇庁と教皇和約を結ぶ。これによってカトリック教会は信仰の自由を維持できたが、カトリック中央党は自ら解散し、ナチ党による一党独裁は完成することになる。このとき、カトリックに連なる大衆団体は、分野によってはナチ党から攻撃され

る場合もあったが(例えば青年団体),カリタス連盟は活動が許されている。その結果,カリタス連盟もまた「内国伝道団」と同様に,1933年以前と変わらぬ活動規模を維持できたのである。

5. おわりに

以上,ナチス政権が成立する前後の,社会福祉分野における動向を概観した。社会保障は疾病や老齢などによって生活弱者に転落することを最小限に押さえ込むためのものであり,社会福祉は,実際の生活弱者を救済するためのものである。ナチ党による社会福祉が,ナチズムなりの福祉理念に基づくものではなく,国民統合の一手段に過ぎなかったことは,第二次大戦中のドイツで心身障害者が多く殺害されていったことから容易に想像できよう。そしてそれは,少なくとも量的には成功したと言える。1934年時点でのNSV,「内国伝道団」,カリタス連盟それぞれの会員数は以下のようになる(内国伝道団は協力者数)。

NSV	3,720,873人
内国伝道団	75,000人
カリタス連盟	1,000,000人

ナチ党による福祉活動が,量だけでなく質的にも,どのように国民統合に寄与したのかについては,今後の課題となろう。

また当然のことながら,ナチス期ドイツの社会保障政策を検討することも,ドイツ「社会国家」の形成史を理解する上では必須の課題となるが,それについては他日を期したい。

参考文献

- ・大須賀明(編)『社会国家の憲法理論』敬文堂,1995年。
- ・田中浩『現代世界と福祉国家—国際比較研究—』御茶の水書房,1997年。
- ・椎名重明『カリタスとアモール—隣人愛と自己愛—』御茶の水書房,2013年。

- ・中野智世・前田更子ほか（編著）『近代ヨーロッパとキリスト教—カトリシズムの社会史—』勁草書房，2016年。
- ・Wilh. Liese, *Geschichte der Caritas*, Bd. 1, Freiburg 1922.
- ・Josef Brandlmeier, *Die Caritas innerhalb der Wohlfahrtspflege und ihre volkswirtschaftliche Bedeutung in Deutschland*, Freiburg 1931.
- ・Georg Denzler / Volker Fabricius, *Volker. Die Kirchen im Dritten Reich*, Frankfurt 1984.
- ・Eckhard Hansen, *Wohlfahrtspolitik im NS-Staat. Motivationen, Konflikte und Machtstrukturen im "Sozialismus der Tat" des Dritten Reiches*, Augsburg 1991.
- ・Peter Hammerschmidt, *Die Wohlfahrtsverbände im NS-Staat. Die NSV und die konfessionellen Verbände Caritas und Innere Mission im Gefüge der Wohlfahrtspflege des Nationalsozialismus*, Opladen 1999.